

森林・林業・木材産業の活性化政策の推進による持続可能な森林経営の実現を求める意見書

世界規模で地球温暖化が深刻な環境問題となる中、国は2020年までにCO₂を1990年に比べて25%削減することを目標としたが、地球温暖化対策を進めるためには、森林がもつCO₂を吸収・固定する機能をこれまで以上に発揮させていく必要があることは言うまでもない。

しかしながら、経済情勢の悪化による木材需要の急激な縮小と長期にわたる価格の低迷は、CO₂の吸収・固定機能はもとより森林がもつ多面的な機能の発揮に欠かせない林業・木材産業を極めて厳しい状況に陥れている。

特に本県は、スギの生産量が18年連続して全国一となるなど、全国有数の林業県であるがゆえに最も厳しい状況を強いられており、森林・林業を基幹産業とする山村は崩壊の危機にある。

よって国におかれては、森林・林業・木材産業の活性化政策の推進による持続可能な森林経営を実現するとともに山村を再生させるため、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 創設が検討されている地球温暖化対策税（環境税）については、森林吸収源対策及び木材・木質バイオマスの利用拡大施策の推進のための安定的財源とすること。
- 2 京都議定書に基づくCO₂の森林吸収目標3.8%を確保するために必要な間伐の事業量を確保するとともに、森林整備や林業生産活動を効率的に推進するため路網の整備を推進すること。
- 3 木材価格の長引く低迷による厳しい状況を深刻に受け止め、森林整備に要する費用相当額交付による森林所有者の負担軽減措置を行うこと。
- 4 森林・林業の担い手を育成し、持続可能な森林経営体制を確立するため、緑の雇用担い手対策等による林業労働対策及び林業後継者対策を推進するとともに、施業の集約化・団地化・機械化による効率的な生産システムの確立を推進すること。
- 5 住宅建築、公共施設、公共工事等多様な分野での木材利用の拡大、さらには木質バイオマス利用・開発を推進するとともに、住宅版エコポイント制度を導入するに当たっては、国産材の利用に関してもポイント付与の項目とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	様
財務大臣	藤井裕久	様
農林水産大臣	赤松広隆	様
経済産業大臣	直嶋正行	様
環境大臣	小沢鋭仁	様